

目 次

公平委員会規則

ページ

- 5 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 1

公平委員会規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 30 年 6 月 18 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 高 杉 幹 夫

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 5 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
8 佐渡市		8 佐渡市	
機 関	職	機 関	職
(略)		(略)	
長 部 局	(略)	長 部 局	(略)
	福祉事務所長 総務課の課長補佐、人事係長、秘書係長、人事係の調査員 企画課の課長補佐及び行革推進係長 財政課の課長補佐及び予算係長		福祉事務所長 総務課の課長補佐、人事係長、秘書係長、人事係の調査員 企画課の行革推進係長 財政課の課長補佐及び予算係長
	(略)		(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。